

福島県火薬類取締法事務処理要綱

昭和51年	3月26日	51工鉦第	142号
改正昭和54年	10月29日	54工第	980号
昭和58年	3月14日	58工第	172号
平成6年	3月29日	6工第	231号
平成9年	3月27日	9消第	356号
平成12年	3月31日	12消第	301号
平成13年	1月12日	13消第	22号
平成17年	3月7日	16消第	1382号
平成22年	5月10日	22県安第	476号
令和5年	3月31日	4危管第	5156号

- 1 火薬類取締事務の処理については、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）火薬類取締法施行令（昭和25年政令第325号。以下「令」という。）火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）及び福島県火薬類取締法施行細則（昭和51年福島県規則第19号。以下「細則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

（製造営業の許可）

- 2 法第3条の規定により、製造営業の許可をしようとするときは、規則第2条に定める火薬類製造営業許可申請書及び書類に、次の各号に掲げる書類を添付させること。
 - (1) 製造施設を設置する土地が第三者の所有に属するときは、当該所有権者の承諾書又は土地賃借契約書等確実に自己の用に供し得ることを証する書類
 - (2) 製造保安責任者、製造保安責任者の代理者及び製造副保安責任者に関する書類
 - ア 選任計画書
 - イ 製造保安責任者免状の写
 - ウ 経歴書
 - エ 雇用関係を証する書類
 - (3) 相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を承継した者が新たに許可を申請するときは、当該事業の承継を証する書類

（製造施設等の変更許可）

- 3 法第10条第1項の規定により製造施設等の変更の許可をしようとするときは、規則第7条に定める火薬類製造施設等変更許可申請書及び書類に、必要に応じて変更にかかると前項第1号及び第2号の書類を添付させること。なお、製造保安責任者、製造保安責任者の代理者及び製造副保安責任者に必要な保安教育が施されていることを証する書類を必ず添付させること。

（販売営業の許可）

- 4 法第5条の規定により販売営業の許可をしようとするときは、規則第10条に定める

火薬類販売営業許可申請書及び書類に、次の各号に掲げる書類を添付させること。

- (1) 販売所の位置、構造及び設備の状況を示す書類
- (2) 取扱保安責任者、取扱保安責任者の代理者及び取扱副保安責任者に関する書類
 - ア 選任計画書
 - イ 取扱保安責任者免状の写
 - ウ 経歴書
 - エ 雇用関係を証する書類
 - オ 取扱保安責任者、取扱保安責任者の代理者及び取扱副保安責任者に必要な保安教育が施されていることを証する書類
- (3) 相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を承継した者が新たに許可を申請するときは、当該事業の承継を証する書類

(火薬庫設置等の許可)

- 5 法第12条第1項の規定により火薬庫の設置、移転又は構造若しくは設備の変更の許可をしようとするときは、規則第13条第1項に定める火薬庫設置等許可申請書及び書類に、次の各号に掲げる書類を添付させること。
 - (1) 火薬庫を設置する土地が第三者の所有に属するときは、当該所有権者の承諾書又は土地賃借契約書等確実に自己の用に供し得ることを証する書類
 - (2) 取扱保安責任者、取扱保安責任者の代理者及び取扱副保安責任者に関する書類
 - ア 選任計画書
 - イ 取扱保安責任者免状の写
 - ウ 経歴書
 - エ 雇用関係を証する書類
 - オ 取扱保安責任者、取扱保安責任者の代理者及び取扱副保安責任者に必要な保安教育が施されていることを証する書類

(火薬庫工事延期届)

- 6 火薬庫の設置、移転又は構造若しくは設備の変更の許可をした場合において、1年以内に工事を完了しないときは、その理由及び工事完了の予定を記載した工事延期届を提出させること。

(火薬庫共同使用の許可)

- 7 法第13条但し書きの規定により火薬庫共同使用の許可をしようとするときは、細則第23条に定める火薬庫共同使用許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付させること。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 火薬庫共同使用契約書の写及び火薬庫の占有部分を示す図面
 - (3) 取扱保安責任者、取扱保安責任者の代理者及び取扱副保安責任者に関する書類
 - ア 選任計画書
 - イ 取扱保安責任者免状の写
 - ウ 経歴書
 - エ 雇用関係を証する書類
 - オ 取扱保安責任者、取扱保安責任者の代理者及び取扱副保安責任者に必要な保安教育が施されていることを証する書類

育が施されていることを証する書類

(火薬庫設置等許可申請書の記載事項変更の届出)

- 8 規則第81条の14の表第7号の規定により、火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況又は保安距離に変更があった場合における細則第15条に定める火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届には、変更の状況を示す略図を添付させること。

(火薬庫承継の届出)

- 9 規則第14条の2の規定による火薬庫承継届には、前所有者の火薬庫の譲渡を証する書類又は譲渡に関する契約書の写しを添付させること。

(2級火薬庫の設置許可)

- 10 2級火薬庫の設置許可の有効期間は、次の条件に適合し、必要かつ妥当と認められる期間とすること。
- (1) 申請にかかる設置期間は、2年間を限度とし、火薬類消費計画書等に照らし妥当な期間であること。
 - (2) 火薬庫の位置、構造設備は、規則第26条に定める2級火薬庫の技術上の基準に適合し、かつ、その構造等は使用期間中十分に基準を維持できるものであること。
 - (3) 法第35条の規定により毎年少なくとも1回以上保安検査を実施するものであること。

(火薬庫外貯蔵の指示)

- 11 規則第16条第1号から第4号の2までに規定する火薬庫外貯蔵の場所（以下「火薬庫外貯蔵庫」という。）の指示をしようとするときは、細則第29条に定める火薬庫外貯蔵指示申請書に次に掲げる書類を添付させること。
- (1) 火薬庫外貯蔵庫の付近の状況図（第1号様式）
 - (2) 火薬庫外貯蔵庫の位置、構造及び設備の明細書（第2号様式）
 - (3) 火薬庫外貯蔵庫を設置する土地が第三者の所有に属するときは、当該所有者の承諾書又は土地賃借契約書等確実に自己の用に供し得ることを証する書類

- 11の2 規則第15条の規定により火薬庫外における火薬類の貯蔵場所について指示を受けようとする者は、当該貯蔵場所を管轄する地方振興局長に対して申請するものとする。

- 11の3 新たに火薬庫外貯蔵指示を行うときは、現地の確認を行うこととする。

(指示申請書の記載事項の変更)

- 12 前項の規定により指示した場合において、火薬庫外貯蔵指示申請書の記載事項（貯蔵場所、貯蔵目的、貯蔵方法並びに貯蔵期間を除く。）に変更があったときは、遅滞なくその旨を届出させること。

(火薬庫外貯蔵指示の期間)

- 13 火薬庫外貯蔵の指示の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第15条第1項の表(1)から(4)、(6)及び(7)にあつては、当該事業又は事務を廃止するまでの期間
- (2) 規則第15条の表(5)にあつては、1年間を限度として、当該事業に伴う消費場所における火薬類の消費が止むまでの期間

(火薬庫外貯蔵庫の立入検査)

- 13 の2 各地方振興局長は、指示した内容について確認するため、毎年度立入検査を実施するものとする。(規則第15条の表(5)にかかる者を除く。)

(譲渡許可の申請)

- 14 法第17条第1項の規定により火薬類の譲渡の許可をしようとするときは、規則第35条に定める火薬類譲渡許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付させ、譲渡期間の開始の日の7日前までに提出させること。
- (1) 譲渡しようとする残火薬類の記載がある火薬庫火薬類出納明細簿の写又は火薬庫外貯蔵火薬類出納明細簿の写
 - (2) 譲渡する相手方の譲受許可証の写

(譲受許可の申請)

- 15 法第17条第1項の規定により火薬類の譲受の許可をしようとするときは、規則第36条に定める火薬類譲受許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付させ、譲受期間の開始の日の7日前までに提出させること。
- (1) 法第51条第6項の規定により適用除外となる鉱山にあつては、その旨を証する書類
 - (2) 規則第49条の規定による無許可消費者にあつては、火薬類の消費の目的、方法及び数量等を記載した書類

(譲渡、譲受許可の期間)

- 16 法第17条第6項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の許可の有効期間は、次のとおりとすること。
- (1) 譲渡許可証 1ヶ月以内
 - (2) 譲受許可証
 - イ 火薬庫を有する事業者及びコンクリート破砕器、建設用びょう打銃用空包、と殺銃用空包、麻すい銃用空包若しくは薬液注入用薬包の消費者 6ヶ月以内
 - ロ 消防又は海水難時に用いる救命さく発射用空包又は救命さく発射用ロケット 1年以内
 - ハ イ及びロ以外の事業者 3ヶ月以内
 - ニ 前各号の規定にかかわらず法令及び規則に違反して許可の取消、事業の停止若しくは罰則の適用を受けた者についてこれらの処分後1年以内に限り1ヶ月以内とすること。

(許可証の再交付)

- 17 法第17条第8項の規定により許可証の再交付をしようとするときは、規則第39条

に定める火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書に許可証を喪失し、又は盗取された場合には、法第46条第1項第2号の規定により警察官又は海上保安官に届出たことを証する書類及び譲渡済又は譲受済の数量を証する書類を添付させること。

（通報）

18 火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し又は盗取された場合において、法第17条第8項の規定により再交付をしたとき又は法第52条第5項の規定により警察官から通報があったときは、火薬類譲渡（譲受）許可無効通知書（第3号様式）により知事に報告すること。

19 知事は前項の通知を受けたときは、遅滞なく各地方振興局長及び都道府県知事にその旨通知するものとする。

（消費許可）

20 法第25条第1項の規定により火薬類の消費の許可をしようとするときは、規則第48条に定める火薬類消費許可申請書を消費期間の開始前の7日前までに提出させること。

21 前項の場合において、1つの消費地が2以上の地方振興局の区域にわたるときは、主たる消費地を管轄する地方振興局長に対して行うものとする。

（消費許可の期間）

22 細則第25条の規定による火薬類（煙火）消費許可証に付すべき消費の有効期間は、原則として、当該消費に対応する譲受許可証に記載された譲受の有効期間を超えないものとする。ただし、無許可譲受にかかる火薬類の消費許可証に付すべき期間は消費の実態等を勘案し、1年の範囲内で妥当と認められる期間とすること。

（煙火消費計画書等の添付書類）

23 細則第24条の規定による煙火消費計画書等には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 煙火消費計画書関係

イ 煙火打揚従事者名簿及び当該打揚従事者に必要な保安教育が施されていることを証する書類

ロ 煙火打揚場所及び周辺図（第4号様式）

ハ 打揚筒及び仕掛枠の配置図

ニ 打揚場所に係る土地使用承諾書

ホ 次号の規定を適用させる場合は、保安物件等の所有者及び管理者の同意書

ヘ 花火大会等のプログラム

(2) 建設用びょう打銃用空包消費計画書関係

イ 県公安委員会の銃砲所持許可証の写

ロ 県公安委員会に届け出た作業従事者名簿の写及び消費現場付近の見取図

(3) 火薬類消費計画書関係

イ 火薬類を取り扱う必要のある者について、必要な保安教育が施されていることを証する書類

ロ 取扱保安責任者等を選任する場合は、要綱 4 (2)に掲げる書類

23 の 2 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）第 56 条の 4 条第 4 項第 1 号に規定する打揚煙火及び仕掛煙火並びに手筒花火の消費場所において確保すべき保安距離に関しては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、23 の 3 から 23 の 6 で定めるところによる。

（用語の意義）

23 の 3 23 の 4 から 23 の 6 において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 打揚煙火等 打揚煙火及び仕掛煙火のうち打揚煙火を用いるスターメインをいう。
- 2 保安距離 打揚煙火等の打揚筒の設置場所から保安物件等までの確保すべき保安上の距離をいう。
- 3 保安物件等 打揚煙火等の消費による万一の災害事故から保護すべき観覧者及び道路、公園、建物等の物件をいう。ただし、警戒警備体制、消防防火体制その他の状況等により支障がないと認められる場合は、保安物件等とみなさないことができる。
- 4 第一種地区 観賞用として打揚煙火等を消費する場合であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 消費場所周辺に人家が密集している地区
 - イ 多数の観覧者が予想される地区
- 5 第二種地区 第一種地区に該当しない地区をいう。
- 6 軽 玉の種類のうち少量の割火薬を用いた号砲、段雷、柳等のいわゆるポカ物をいう。
- 7 重 玉の種類のうち多量の割火薬を用いた菊、牡丹等のいわゆる割り物をいう。
- 8 吊物 玉の種類のうち吊星、連星等をいう。

（打揚煙火等を消費するときの保安距離）

23 の 4 打揚煙火等を消費するときは、次の各号に定める保安距離を確保しなければならない。ただし、第二種地区においては、玉の直径が 20 センチメートルを超えるものについては打揚消費をすることができない。

- 1 第一種地区
 - ア 玉の直径が 30 センチメートル以下の軽及び重については、別表 1 に掲げる一級の距離。ただし、玉の直径が 20 センチメートル以下のものについて、玉の種類を限定することにより、又は玉に縄、ひも等を付けることにより、玉に方向性を与える措置をとった場合には、別表 1 に掲げる二級の距離とすることができる。
 - イ 玉の直径が 30 センチメートルを超える軽及び重については、福島県地方振興局長と協議して定める距離
 - ウ 吊物については、別表 1 に掲げる一級の距離以上であって、保安物件等の状況、地理的状況、風向状況等を考慮して相当と認められる距離
- 2 第二種地区
 - ア 軽（信号雷を除く。）及び重については、別表 1 に掲げる二級の距離。ただし、人家密集の度合、地理的状況及び警備方法等に応じて、玉の種類を限定したり、又

は打揚方法を制限したりする等の保安措置をとった場合には、別表 1 に掲げる二級の距離未満の相当と認められる距離とすることができる。

イ 軽のうち信号雷については、別表 1 に掲げる二級の距離未満の相当と認められる距離

ウ 吊物については、別表 1 に掲げる二級の距離以上であって、保安物件等の状況、地理的状況、風向状況等を考慮して相当と認められる距離

(打揚煙火等以外の仕掛煙火を消費するときの保安距離)

23 の 5 打揚煙火等以外の仕掛煙火を消費するときは、20メートル以上の保安距離を確保しなければならない。

(手筒花火を消費するときの保安距離)

23 の 6 手筒花火を消費するときは、別表 2 に掲げる保安距離を確保しなければならない。

(廃棄の許可)

24 法第 2 7 条第 1 項の規定による火薬類の廃棄の許可をしようとするときは、規則第 6 5 条に定める火薬類廃棄許可申請書に、次の各号に掲げる書類を添付させ、廃棄の日の 7 日前までに提出させること。

- (1) 火薬類廃棄従事者名簿 (第 5 号様式)
- (2) 火薬類の廃棄場所付近の状況図 (第 6 号様式)

(保安教育計画の認可)

25 法第 2 9 条第 1 項の規定により保安教育計画の認可又は変更の認可をしようとするときは、細則第 2 8 条に定める火薬類保安教育計画認可 (変更認可) 申請書に次の各号に掲げる書類を添付させること。

- (1) 認可を受けようとする保安教育計画書
- (2) 変更認可を受けようとする変更部分の新旧対照表

(免状の書換)

26 法第 3 1 条第 7 項の規定による免状の書換えには、規則第 7 8 条の 4 に定める免状書換申請書及び書類に、変更の事実を証する書類を添付させること。

(完成検査申請書)

27 法第 1 5 条の規定により県が行う完成検査にかかる規則第 4 1 条の完成検査申請書は、完成検査希望の日の 7 日前までに提出させること。

(保安検査)

28 法第 3 5 条第 1 項の規定により県が行う保安検査にかかる規則第 4 4 条の 2 第 3 項の保安検査申請書は、完成検査証又は前回の保安検査証の交付を受けた日から 1 1 月を超えない日までに提出させること。保安検査は別に定める保安検査実施要領に基づく検査票により実施し、その結果と指定保安検査機関にかかる規則第 4 4 条の 4 の保安検査結果報告書及び認定保安検査実施者にかかる規則第 4 4 条の 1 4 第 2 項の保安検査記録届

を取りまとめ、当該事業年度経過後1ヶ月以内に火薬類製造施設等保安検査結果表（第8号様式）により知事に報告すること。

（事故報告）

29 法第46条第2項の規定による事故報告は、火薬類事故報告書（第9号様式）に事故現場見取図を添付させること。また、地方振興局長は法第52条第6項の規定による事故報告を10日以内に規則第82条に定める様式第47の事故等報告書により知事に報告するものとする。

（公安委員会の意見聴取等）

30 法第52条第1項の規定により県公安委員会の意見を聴取しようとするときは、火薬類譲渡（譲受）消費許可に関する意見聴取書（第10号様式）に火薬類消費許可申請書及び関係書類の写を添付して消費の開始される日の10日前までに行うこと。

31 令第13条及び第14条の規定による県公安委員会の意見聴取書及び通報書は、所轄警察署長を経由すること。

（許可申請等の整理）

32 火薬類の譲渡、譲受、消費、煙火消費、火薬庫外貯蔵指示及び廃棄の許可申請等は、火薬類指示目次（第11号様式）及び火薬類廃棄目次（第12号様式）により整理し保存すること。

33 前項の許可申請書等の文書は、福島県文書管理規程により整理すること。

（報告）

34 地方振興局長は、次に掲げる報告書を(1)については毎翌月10日までに、(2)については当該事業年度終了後1ヶ月以内に知事に報告するものとする。

- (1) 銃砲・火薬類証紙収入報告書（第13号様式）
- (2) 火薬類取締状況報告書（第14号様式）

（帳簿）

35 地方振興局長は、次の各号に掲げる台帳を備え付けるものとする。

- (1) 火薬類（煙火）製造業者台帳（第15号様式）
- (2) 火薬類販売業者台帳（第16号様式）
- (3) 火薬庫台帳（第17号様式）
- (4) 火薬庫外貯蔵指示台帳（第18号様式）

（指定完成検査機関受検届）

36 法第15条第1項の規定による指定完成検査機関が行う完成検査にかかる規則第42条第2項の指定完成検査機関受検届は、検査を実施した日から21日以内に提出させること。

(完成検査結果報告書)

37 法第15条第3項の規定による指定完成検査機関が行う完成検査にかかる規則第43条の完成検査結果報告書は、検査を実施した日から21日以内に提出させること。

(完成検査記録届)

38 法第45条の3の10第1項の規定による認定完成検査実施者が行う完成検査にかかる規則第44条の14第1項の完成検査記録届は、検査を実施した日から21日以内に提出させること。

(指定保安検査機関保安検査受検届)

39 法第35条第1項第1号の規定による指定保安検査機関が行う保安検査にかかる規則第44条の3第2項の指定保安検査機関保安検査受検届は、検査を実施した日から21日以内に提出させること。

(保安検査結果報告書)

40 法第35条第3項の規定による指定保安検査機関が行う保安検査にかかる規則第44条の4の保安検査結果報告書は、検査を実施した日から21日以内に提出させること。

(保安検査記録届)

41 法第45条の3の10第2項の規定による認定保安検査実施者が行う保安検査にかかる規則第44条の14第2項の保安検査記録届は、検査を実施した日から21日以内に提出させること。

別表1 (23の4関係)

玉の直径及び種類		一級	二級
6センチメートル以下	軽	半径 40メートル	半径 25メートル
	重	半径 65メートル	半径 40メートル
9センチメートル以下	軽	半径 65メートル	半径 40メートル
	重	半径100メートル	半径 60メートル
12センチメートル以下	軽	半径 75メートル	半径 45メートル
	重	半径110メートル	半径 65メートル
15センチメートル以下	軽	半径175メートル	半径100メートル
	重	半径220メートル	半径130メートル
20センチメートル以下		半径220メートル	半径130メートル
24センチメートル以下		半径220メートル	
30センチメートル以下		半径250メートル	

別表2 (23の6関係)

薬量	保安距離 (筒の噴き出し方向の前後及び筒の側面)	筒相互間の距離
～ 600g 未満	20m	3m
600g 以上 ～ 1,200g 未満	30m	3m
1,200g 以上 ～ 1,800g 未満	40m	3m
1,800g 以上 ～ 3,000g 未満	60m	5m
3,000g 以上 ～	許可しない	
(消費中の注意事項)		
1 消費中は、原則移動禁止とする。		
2 火薬類取締法施行規則 (昭和25年10月31日通商産業省令第88号) 第56条の4のほか、「噴出煙火に関する保安技術基準」 (平成元年6月1日付け通商産業省立地公害局保安課火薬専門職通知) に記載の次の項目を遵守すること。		
(1) 手筒花火の噴出口をあける等の消費の準備作業は、手筒煙火の消費場所以外の場所ではではない。		
(2) 手筒煙火に点火する者は、噴き出し方向の側面から点火し、点火後は速やかに退避する。		
(3) 薬量が1,800g (鉄粉を含む) を超える手筒煙火は、点火してから火の粉、火花が十分に噴き出すまで、筒を手を持って (抱えることを含む) はならない。		
(4) 手筒花火の消費中は、手筒花火の噴出口及び筒底を観衆に向けないように保持する。		
(5) 手筒花火を消費する場所では、同時に乱玉等の仕掛煙火を消費してはならない。		
(6) 手筒花火を直接手に持つ等して消費する者は、消費計画書に記載されている火薬類を取り扱う必要のある者のうち、特に定めたものに限るものとする。		
3 「ハネ薬」は極力少なくすること。		